PTA・青少年教育団体共済法施行規則の一部を改正する省令

PTA・青少年教育団体共済法施行規則（平成二十二年文部科学省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五項第二号中「の一件当たり百万円以上」を削り、「含む。」を「含む。以下この号において同じ。」のうち、共済団体等の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）附則第二条第三項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第一号ト中「又は平成二十八年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金」を「、平成二十八年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金又は平成二十八年度の一般会計補正予算（第2号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第一号ト中「又は平成二十八年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金又は平成二十八年度の一般会計補正予算（第2号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第三条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号ヘ中「又は平成二十八年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金」を「、平成二十八年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金又は平成二十八年度の一般会計補正予算（第2号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十一号

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十八条第三項の規定に基づき、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正）

第一条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

「第三条第一項に」を「第一条第一項に」に、「第六条」を「第四条」に、「第三条第一項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

（継続短時間労働被保険者の届出に関する経過措置）

第二条　受給権者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づく公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第三十七号。以下「経過措置政令」という。）第二条第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（同項に規定する継続短時間労働被保険者（以下「継続短時間労働被保険者」という。）に限る。）又は経過措置政令第五条に規定する老齢厚生年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、繰上げ調整額（同法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額をいう。以下同じ。）が加算された老齢厚生年金（同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者に限る。）に限る。）は、この省令の施行の日（経過措置政令第二条第一項第二号ロに掲げる者にあっては、同号ロに規定する受理日）以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に、経過措置政令第二条第一項第一号に規定する者に該当することを証する書類を添えて、これを日本年金機構に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

三　老齢厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。）

四　継続短時間労働被保険者に該当する旨

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十号

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条第一号並びに第五条第二項及び第四項の規定に基づき、船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第六条の四第一項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第六条の四第二号の養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）」に改め、同条第二項中「第六条の四第二項の規定による」を「第六条の四第一号の」に改める。

第四条第四号及び第五条第一項第三号中「同法第六条の四第一項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。